

会 議 録

会議の名称	平成30年度第1回 西東京市緑化審議会
開催日時	平成30年8月8日 13時30分(14時00分)から16時45分まで
開催場所	第三委員会室・下保谷四丁目特別緑地保全地区(現地視察)
出席者	委員:伊藤委員(会長)、飯田委員、村田委員、椎名委員、中尾委員、亀田委員、中村(文)委員、佐藤委員、池田委員、高橋委員、中村(賢)委員、横山委員、加納委員、梅原委員、田巻委員 事務局:みどり環境部長 萱野、みどり公園課長 森下、みどり公園係長 安達、みどり公園係主査 西、みどり公園係主任 高島
議 題	1 西東京市緑化審議会の運営方法について 2 会議録形式の決定について 3 傍聴の取り扱いについて 4 下保谷四丁目特別緑地保全地区の概要について 5 下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全・活用方針策定スケジュール(案)について 6 下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全・活用方針策定について 7 現地視察(市マイクロバスにて現地に移動) 8 その他
会議資料の名称	資料1 西東京市緑化審議会委員・事務局職員名簿 資料2 諮問書「下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全・活用について」(写) 資料3 西東京市緑化審議会の運営について 資料4-1 下保谷等別緑地保全地区の概要 資料4-2 下保谷四丁目特別緑地保全地区に関する保全計画 資料5 下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全・活用方針策定スケジュール(案) 資料6 下保谷四丁目特別緑地保全地区保全・活用方針に対する市民懇談会の意見まとめ 資料7 下保谷四丁目特別緑地保全地区保全・活用方針に対する庁内検討委員会検討経過
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	

開会

(会長)

第1回西東京市緑化審議会を開催します。

～事務局より資料の説明～

1 西東京市緑化審議会の運営方法について

2 会議録形式の決定について

3 傍聴の取り扱いについて

～事務局にて資料1～3を説明～

(会長)

事務局から説明がありましたが、会議録形式は、発言者の発言内容ごとの要点記録、傍聴人は5名としてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(会長)

その他、ご質問はありますか。

(委員)

なし

(会長)

本日、傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

(事務局)

いらっしゃいません。

(会長)

承知しました。

4 下保谷四丁目特別緑地保全地区の概要について

5 下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全・活用方針策定スケジュール(案)

～事務局にて資料4-1、4-2、5を説明～

(会長)

今回は、この後、現地視察となりますので、その際にもご意見をいただきたいと考えている。

現地視察での各委員のご意見を事務局にて残すようにしていただきたい。

(事務局)

承知しました。

(会長)

事務局から説明がありました資料について、何かご意見等ありますでしょうか。

(委員)

今回の保全・活用方針は、西東京市みどりの基本計画に基づき進めるのか。

(事務局)

市の上位計画として、総合計画、都市計画マスタープラン、みどりの基本計画があるので、みどりの基本計画に基づき進めるものになる。資料7にて詳細を説明させていただきたい。

(会長)

みどりの基本計画は、平成 16 年度に計画されたものである。また、都市計画マスタープランの期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までになっており、総合計画も同様の期間になる。

今年度、審議会が答申するにあたっては、中、長期を見据えたものにできると良い。第1回の審議会で各委員と方向性(目標)を共有したいと考えている。

6 下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全・活用方針策定について

～事務局にて資料6、7を説明～

(会長)

事務局から説明がありましたが、何かご意見等ありますでしょうか。

(委員)

なし

(会長)

審議会として、まず、今年度、来年度の目標を定めることが必要と考えている。

下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全・活用については、今年度(平成30年度)は審議会で方向性を定め、平成31年度に計画を策定し、その後、実施するという流れが一般的な手順と考えている。

ただし、今回の場合は特別緑地保全地区を保全・活用するにあたって、資料4-2にもあるように、調査し、価値を評価するという手順が必要になると思われる。調査しながら使っていく過

程で活用につなげていくことができないかと考えている。文化財の価値についても評価できる委員の方もいらっしゃるのご協力いただきたい。

調査と体験学習を含めた活用のあり方を検討することを短期(平成35年度まで)の目標として、それを活用の実績として積んでいくことで、次期の都市計画マスタープラン(平成36年度以降)にもつなげていくことができると、結果として、中、長期的な保全・活用になっていくと考えている。

屋敷林での雨水浸透の調査、樹木の調査、建物の評価等、委員のみなさまに専門的な見地からのご意見をいただきながら、短期的な活用を行えればということをご提案させていただきたい。

その点も踏まえ、この場でも、現地視察の後でも構わないので委員のご意見をいただきたい。

(委員)

なし

7 現地視察 (マイクロバスで移動)

～下保谷四丁目特別緑地保全地区の現状について説明～

(会長)

現地を視察されて、専門的な立場からコメントをいただきたい。中、長期の計画に向けて調査と活用の実績を積んでいくことができればと先ほどお伝えしたが、保全・活用していくにあたり、価値をどのように位置づけるのかを考えていく必要があると考えている。自然、建物、計画等の専門的な立場から必要と考えられる調査について、また、その調査結果(データ)をどのように市民やボランティアに開示していくかについて、さらに、調査結果を基にしてどのように市民やボランティアから保全・活用に関する提案をもらっていくかなどについて各委員からご意見をいただきたい。

いただいた意見を本日の成果としたい。

(委員)

調査としては、2メートル×5メートル程度の敷地があれば、雨水の浸透実験(調査)を行うことができる。合わせて、環境学習という視点で、小学生を対象とした出張授業も可能である。

農家の屋敷林であるため、農業との関連は重要になると考える。落ち葉の堆肥化などの物質循環に着目した調査もできるのではと考えている。

(委員)

大木の剪定、手入れは、事故を防止するためにも必要であるが、本屋敷林の場合は、維持管理の負荷が大きいと考慮される。また、カラス対策や落ち葉対策も必要である。

(会長)

農地との関連についてはどう思われるか。

(委員)

放射能の関連から、落ち葉の堆肥化は難しいので、肥料としては市販のものを使用することを視野に入れるべき。

(委員)

現地視察で質問のあった枯れてない枝が落ちた件は、盛土による深植えが原因と思われる。

調査としては、樹木の位置を図面化し、各樹木について定期的(毎年)に幹回り等をボランティアが測定して、記録として残していくと良い。現状は、屋敷林として崩壊しており、本来の姿からかけ離れている。また、病気が出ている樹木もあると思われる。ケヤキは枝が落ちやすいので事故を防止するため、定期的な点検、枝落としが必要である。武蔵野のケヤキは、本来は枝を広げずに丸太のように育てるのが一般的である。落ち葉の堆肥化は、放射能の問題があるため、敷地内で処理するべき。落ち葉については、経営的視点も必要である。そのままにしておいて、ケヤキの下の植生を観察するという使い方もある。

下草にも着目すべきで、昔からの在来種が復活できるような環境づくりが生物多様性につながる。そして生物多様性は、市民へ発表(発信)できる。昆虫、動物も同様である。

(会長)

屋敷林を本来の姿に戻すに当たり、在来、外来種の判別ができる手引きがあるとボランティアでも対応(管理)ができるようになり、また、小学生の環境学習の場にもなる。剪定についても同様に手引きがあると良い。活用につながるアドバイスをいただきたい。

(委員)

汎用的なものにしなければならない。実生木を育てる(残す)か、育てない(残さない)かの整理は必要である。また、実生木なのか植栽しているものなのか判別する手順は必要である。

(委員)

ボランティアの調査の前に、専門家で植生調査、生物調査を行い管理資料の土台をつくる

べき。その後、ボランティアで更新、5年10年後に専門家で更新というサイクルができるといい。昆虫、鳥等の生物についても同様に行うことで、変化を追うことができる。

制度的なところで、用途地域による縛りと特別緑地保全地区を公園にできるかは確認が必要である。

(会長)

何を調査すべきなのかを整理できるとよい。専門家の調査となると予算の話も出てくるので、今年、来年に何が必要で、それ以降に何が必要かについて具体的にできるとよい。

(委員)

母屋は昭和49年の建造物なので、それほど古いものではない。蔵は関東大震災くらいのものである。西東京市の屋敷林的(文化的)景観のひとつになり得る場所である。屋敷林の景観は、人の生活によって成り立っている。それを構成する要素として建物、蔵が存在している。評価としては、建物としての評価が一つ、また、地域の歴史的な背景からの評価が一つと考えている。地域の歴史的な背景については、社会教育課の総合調査をしている中でもできることは行っていきたい。

(会長)

文化財として評価されるべき点や指定されるメリットがあれば、今後、教えていただきたい。

(委員)

文化財としては建造物としての指定・登録と屋敷林としての記念物・名勝の指定・登録が考えられる。建造物の場合、50年以上が条件となり、あと5年経てば対象にはなってくるが、現状からは難しいのではないかとと思われる。文化財も、登録文化財、指定文化財があり、それぞれ所有者が国に登録するものと行政が指定するものになる。まず、メリット、必要性、価値を整理することが必要である。蔵は50年以上経っているので蔵だけでも文化財とする考え方もある。また、屋敷とその他の建物の歴史的変遷の資料(古文書、写真、家相図等)が必要になるので、市民ボランティアの方などと協力しながら調査を進め、その後専門家に入ってもらうと活用にもつながると考えられる。

屋敷林全体の図面は、歴史的な変遷や使われ方も含めてまとめることも記念物として考えた場合に必要ではないか。建造物を文化財として考える、考えないとは別に、活用するとなると耐震診断や構造の補強、活用のための整理、工事が必要になるので、そういった調査も必要になる。建築基準法的に建物の用途を考えた場合、消防対策や防犯対策も計画すべきである。

(会長)

母屋については、建て替えではなく、新築なので、単体としての文化財登録は、メリットがあまりないだろうと思われる。蔵単体として考えるのか、屋敷林全体として考えたときの文化的景観、名勝という視点で価値を考えると農地の話とも関連していくかもしれないし、高橋家らしさになっていく可能性もあるのではないかと。建物についても調査は必要となってくる話なので、事務局で検討課題としていただきたい。

(委員)

動植物のポテンシャルが高いと思われるので現状の調査はすべきである。調査結果によっては、他の屋敷林の価値に対して影響も出てくるのではないかと。また、昔からの層の土には、絶滅危惧種の種が保存されている(眠っている)場合もあり、他の公園では、木を切った際に発芽することもあった。一方で盛土の場合は、木を切った際に外来種で覆われてしまうことが多い。樹木を更新しながら手を入れていくことで、もともとの在来種を増やし、より豊かな自然になっていくのではないかと考えている。武蔵野地域では、草地が減少しているので草地は虫、野鳥などの生態系を育む場として貴重である。自然(動植物)のガイドを作成しているが、屋敷林の場合でも同じようなものができる方が良い。危険な樹木の調査は安全管理のため毎年必要だと考えている。

活用の場としては、コーディネーターとして様々な人たちの手本として活動している実績がある。小学校では総合学習、中学校では職場体験、高校生の奉仕体験活動の場になる。市民ボランティアや企業の社会貢献、ちょこっとボランティア、事業者(カフェやパンの販売)、地元アーティストによるアートワークショップなどいろいろな講座ができる。外来植物を除草し、草木染を行う講座なども考えられる。また、蔵、民家は活用の際の拠点となる。竹などの生活に密接した植物も多く、利用できる。最近の事例としては、緑のリノベーション講座を企画している。屋敷林の活用に困っている人たちの所でワークショップを行い、アイデアを出し合うものだが、それも有効ではないか。

(会長)

将来、公園に指定する可能性については、事務局で方針は出しているのか。

(事務局)

具体的な方針はないが、開放し、活用していくに当たっては考える必要があると認識している。

(会長)

現状は特別緑地保全地区であるが、公園に指定する可能性についても議論していくことができると考えている。

(委員)

かつての西原自然公園と一緒に雑木林が育ちすぎている。本来は生活しながら、木と共に生活していたはずなので、明るい屋敷林の姿に戻す必要がある。これから先20年の管理で面影が大きく変わってしまう。

管理については植物に教わるが多く、やってみて自然が反応するが多い。西原自然公園では、道端の草は生えない、かつての山に自生する植物が育つようになっている。適切に管理することで本来の自然の姿へと反応する。20年スパンで考えていく必要がある。

(委員)

以前、屋敷林を案内していただいた際に、一部の敷地に入るのにヘルメットが必要なくらい危険ということや蚊が多いということを経験したが、それは屋敷林の本来の姿が失われているということではないか。約25億円をかけて取得したものなので、保全のため開放しないとことでは市民は納得できないのではないか。野草園は適切に管理されており、見る価値があるので、積極的に市民に開放すべき、その他のゾーンは本来の姿に戻したうえで市民に見せていくべき。

(委員)

約25億円をかけて取得したものならば、それ以上の価値を生んでいかないといけない。今回初めて建物に入るがとても凄いものだと感じている。価値は、組合せと一個ずつのブラッシュアップで生まれる。保全はもちろん必要であるが、活用は柔軟に考える必要がある。外から来てもらい、屋敷林の歴史文化を知ってもらうことにつなげる調査や研究を行うことが大切である。

(委員)

昔の生活に合わせた形態というのが現状であると思うが、生活は変化していくものなので屋敷林本来の姿で保全していくのは難しいのではと推測される。利用では、建物、植物を有効に活用すべき。他市も参考にして活用を考えていくべきである。

(委員)

危険性については、今回教えてもらわなければわからなかった。

私もボランティアをしているが、訪れた方が喜んで帰ってくると活力になるので継続してくれる人も増えるのではないか。

特別緑地保全地区の中にあるものを活用したワークショップを行ってはどうか。

(委員)

以前に訪れたことがあるが、樹木の密度が高くなり、昔とは変わった印象を受けた。

本来の姿に戻していくには、植栽について図面を作成する必要がある。

建物については、観光用に使用している事例もあるので、参考にしながら活用を考えていくべき。

8 その他

次回は、10月31日(水)の午後2時からエコプラザ西東京にて開催する。

9 閉会

(会長)

以上で、第1回西東京市緑化審議会を閉会します。